

《払い出し時確認シート》

(教育資金管理契約に基づく「教育資金」払い出し時の領収書等に係る確認シート)

※この確認シートは、お客様ご自身(受贈者が未成年等の場合は親権者様)が記入してください。

私は、教育資金の一括贈与に係る非課税措置(租税特別措置法第70条の2の2)の適用を受けるため、貴行に開設した教育資金贈与専用口座より教育資金を払い出しするにあたり、本書面の確認事項への回答に相違がないことを宣約いたします。

【ご確認日： 年 月 日】

	お客様	親権者様(お客様が未成年の場合)
口座番号		
ご氏名		
ご住所		
電話番号	ご自宅電話 () 携帯電話 ()	ご自宅電話 () 携帯電話 () 緊急時の勤務先への連絡 <input type="checkbox"/> 連絡可 <input type="checkbox"/> 連絡不可 勤務先電話 ()

1. 今回ご提出いただく「2.」の領収書等のチェック表(該当する回答を選んでください)

	ご確認内容	ご回答
(1)	「領収書等」は、全てご本人の「教育資金」(注1)として「学校等」または「学校等以外の者」(注2)に直接支払った資金ですか。 (注1)租税特別措置法第70条の2の2関係法令で定める教育資金 (注2)租税特別措置法第70条の2の2関係法令で定める学校等または学校等以外の者	
(2)	【領収書等のうち「領収書」について】 ①領収書には、支払日、金額、支払者(宛名)、支払先の氏名(名称)及び住所(所在地)、摘要(注)が記載されていますか。 (注)資金用途(例「〇〇代として」)の記入が必要。また、「2.」の「イ」の領収書については、資金用途に加えてその内訳(〇月分(〇回または〇時間))についても記載されている必要があります。 ②領収書は原本をご提出いただいていますか。(注) (注)当行は、お預かりした原本について、写しを当行が保管した上で、「特例適用済」の表示をしご返却します。一度ご提出いただいた領収書等は再使用できません。	
(3)	【領収書等のうち領収書以外の「支払の事実を確認できる資料」について】 ①「支払の事実を確認できる資料」(注1)には、支払日、金額、支払者(宛名)、支払先の氏名(名称)及び住所(所在地)、摘要(注)が記載されていますか。 (注1)口座振替依頼書、振込依頼書控え、ネットバンキングの決済完了画面の写し、クレジットカード利用明細の写し、預金通帳の写し(注2)等。(注2)預金通帳の写しがある場合には、必ずご提出ください。 ②ご提出いただいた「支払の事実を確認できる資料」の中に、同一の支払に関する重複提出はありませんか。(過去提出分を含む)	
(4)	「2.」の「ロ」の領収書について、「領収書等」に加え、「学校等が認めたものであるとわかるもの」をご提出いただいていますか。	
(5)	「領収書等」の中に請求書はありませんか。 (注)「請求書」は「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」における「領収書等」の対象外となりますのでご注意ください。	
(6)	【領収書等の日付について】 ①「領収書等」の日付は、教育資金贈与税非課税措置を受けるための口座の初回預入日(非課税申告書日付)以降のものですか。 (注)口座の初回預入日(非課税申告書日付)よりも前の日付の「領収書等」は「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」の対象外となります。 ②「領収書等」の日付は、1年を経過していませんか。 (注)領収書等の支払年月日から1年経過した「領収書等」は「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」の対象外となります。	

(注)「(2)」、「(3)」については、学校等に対する支払の場合で、領収書等または支払の事実を証する書類では、摘要(支払内容)や支払先の住所(所在地)が明らかな場合には、当該領収書等または支払の事実を証する書類に受贈者自身が摘要(支払内容)や支払先の住所(所在地)を記載し、受贈者自身が署名押印をすることにより、「はい」とご回答いただくことも可能です。

◎学校等で必要な費用を、学校等以外の者に支払う場合

支払先名	住所	資金使途	支払日/期間	領収書等 枚数	金額
				枚	円
				枚	円
				枚	円
				枚	円
				枚	円
				枚	円
				枚	円
				枚	円
				枚	円
				枚	円
				枚	円
				枚	円
				枚	円
				枚	円

学校等以外支払い金額合計 (=②) 合計枚数 枚 合計金額 円

総合計 (①+②) 合計枚数 枚 合計金額 円

【教育資金について】

「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税」の制度概要と非課税となる教育資金の範囲については、文部科学省のホームページに「Q&A」とあわせて掲載されていますのでご参照ください。

<文部科学省ホームページ：「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について」>

※http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm

「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」の対象となる教育資金の該当の有無についてご不明な点がある場合は税務署または税理士にご確認ください。

※当行使用欄

検印	写交付 確認印	係印 (受付者)